

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（現行のとおり）</p> <p>第一節から第六節まで（現行のとおり）</p> <p>第七節 階避難安全性等を有する建築物の階等に対する適用の除外（<u>第八条の五・第八条の六の二</u>）</p> <p>第八節及び第九節（現行のとおり）</p> <p>第二章から第六章まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第八条の四まで（現行のとおり）</p> <p>第七節 階避難安全性等を有する建築物の階等に対する適用の除外</p> <p>（階避難安全性等を有する建築物の階に対する適用の除外）</p> <p>第八条の五 令第百二十九条第二項に定める階避難安全性等を有する建築物の階又は令第百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性等を有する建築物の階については、第十条の八並びに第十二条及び第十三条（それぞれ小学校〔義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。〕に限る。）、第十四条第一項、第十五条（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。）、第二十条（第七十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）、第二十五条第二号、第二十六条、第四十三条第一号から第四号まで、第四十四条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条並びに第七十二条（階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第一節から第六節まで（略）</p> <p>第七節 階避難安全性等を有する建築物の階等に対する適用の除外（<u>第八条の五・第八条の六</u>）</p> <p>第八節及び第九節（略）</p> <p>第二章から第六章まで（略）</p> <p>附則</p> <p>第一条から第八条の四まで（略）</p> <p>第七節 階避難安全性等を有する建築物の階等に対する適用の除外</p> <p>（階避難安全性等を有する建築物の階に対する適用の除外）</p> <p>第八条の五 令第百二十九条の二第二項に定める階避難安全性等を有する建築物の階又は令第百二十九条の二の二第二項に定める全館避難安全性等を有する建築物の階については、第十条の八並びに第十二条及び第十三条（それぞれ小学校に限る。）、第十四条第一項、第十五条（専修学校及び各種学校に限り、かつ、階段に係る部分を除く。）、第二十条（第七十三条第一項の規定により準用する場合を含む。）、第二十五条第二号、第二十六条、第四十三条第一号から第四号まで、第四十四条、第四十七条第一項、第四十八条、第四十九条並びに第七十二条（階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。</p>

(全館避難安全性を有する建築物に対する適用の除外)

第八条の六 令第百二十九条の二第三項に定める全館避難安全性を有する建築物については、第八条、第十条の四第一項、第十一条、第四十五条第一号及び第二号、第四十六条第一項第三号及び第四号、第五十条第二項並びに第五十一条第二号から第四号までの規定は、適用しない。

(別の建築物とみなす部分)

第八条の六の二 令第百十七条第二項に規定する建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第八条の七から第八十三条まで (現行のとおり)

(全館避難安全性を有する建築物に対する適用の除外)

第八条の六 令第百二十九条の二の二第二項に定める全館避難安全性を有する建築物については、第八条、第十条の四第一項、第十一条、第四十五条第一号及び第二号、第四十六条第一項第三号及び第四号、第五十条第二項並びに第五十一条第二号から第四号までの規定は、適用しない。

第八条の七から第八十三条まで (略)